

ポーランド競争法リスクに関する事例集

2015年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

ワルシャワ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1.	独占禁止法の概要	1
1.1.	事業者（“UNDERTAKINGS”）の定義.....	2
1.2.	関連市場（THE “RELEVANT MARKET”）	2
1.3.	独占禁止法違反の効果.....	2
1.3.1.	事業者に課される制裁金.....	2
1.3.2.	個人に課される制裁金	3
1.3.2.1.	カルテル違反の責任者に対する制裁金	3
1.3.2.2.	手続法違反に基づく制裁金.....	4
1.3.3.	独占禁止法違反による無効.....	4
1.3.4.	民事的效果.....	4
1.3.5.	救済（THE “REMEDIES”）	4
1.3.6.	公的關係	5
1.4.	リニエンシー	5
1.5.	営業秘密の保護.....	5
2.	合併規制.....	6
2.1.	企業集中（“CONCENTRATION”）に関する概念	6
2.2.	売上高に係る基準	6
2.3.	通知義務の免除.....	7
2.4.	合併テストおよび UOKIK 長官の決定	7
2.5.	合併審査に係る手続きに関連する主なリスク	8

2.6.	合併の典型的な事例.....	9
2.6.1.	COGIFAR- KOLTRAM 事件（禁止とされた事例）	9
2.6.2.	PGE- ENERGA 事件（禁止とされた事例）	9
2.6.3.	ASTER-UPC 事件（条件付き認可とされた事例）	10
2.6.4.	POLFA WARSZAWA-POLPHARMA 事件（条件付き認可とされた事例）	11
3.	共同行為.....	12
3.1.	はじめに	12
3.2.	競争を制限する合意の禁止に関する例外.....	13
3.3.	水平的結合に係る合意による問題点とリスク	14
3.3.1.	典型的な水平的結合に係る合意の事例	15
3.3.1.1.	セメント事業に関する事件（価格の決定、市場の分割、情報共有）	15
3.3.1.2.	市町村の廃棄物の事件（不正入札）	16
3.4.	垂直的結合に係る合意の問題点とリスク	16
3.4.1.	垂直的結合の典型的な例.....	18
3.4.1.1.	PZPN-CANAL+ 事件（競合企業の排除）	18
3.4.1.2.	ROLAND POLSKA 事件（再販売価格の維持）	18
3.4.1.3.	ROCHE-HAND-PROD 事件（ディストリビューションに係る合意または代理店契約） ...	19
4.	優越的地位の濫用	20
4.1.	はじめに	20
4.2.	「優越的地位」に係る概念.....	20
4.3.	「濫用」に係る概念.....	20
4.4.	主要なリスク	21

4.5.	優越的濫用事例	23
4.5.1.	WRIGLEY POLSKA 事件（ロイヤルティ・リベート・システム）	23
4.5.2.	PGNIG 事件（取引拒絶）	23
4.5.3.	PKP CARGO 事件（差別）	24
5.	その他の問題およびリスク	25
5.1.	手続き問題およびリスク	25
5.2.	参考事例	25
5.2.1.	RZESZÓW-JASIONKA 事件（認可なしでの合併）	25
5.2.2.	PTC 事件（協力の欠如）	26
5.2.3.	AKZO NOBEL-DIY 小売チェーン事件（リーニエンシー、RPM）	26
5.3.	顧客の保護	27

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地法律事務所 ATSUMI SAKAI JANSSEN RECHTSANWALTSGESELLSCHAFT MBH（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）に作成委託し、2015年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび ATSUMI SAKAI JANSSEN RECHTSANWALTSGESELLSCHAFT MBH（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ATSUMI SAKAI JANSSEN RECHTSANWALTSGESELLSCHAFT MBH（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ワルシャワ事務所

E-mail：pow-info@jetro.go.jp

本報告書作成委託先：

ATSUMI SAKAI JANSSEN
RECHTSANWALTSGESELLSCHAFT
MBH（渥美坂井法律事務所・外国法共同
事業）

住所：

Weitnauer Französische Straße 13, 4. Fl.
10117 Berlin, Germany

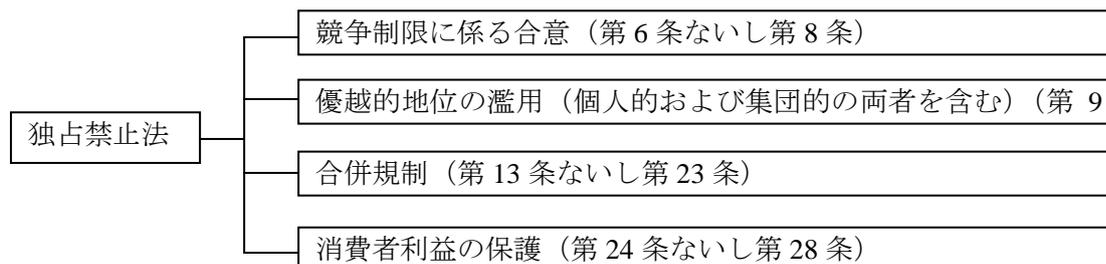
担当弁護士：植松貴史

(takafumi.uemtsu@aplaw.jp)

1. 独占禁止法の概要

競争は、ポーランドにおいて、市場経済に不可欠な要素の1つとして、競争および消費者保護に関する法律¹ (The “ustawa z dnia 16 lutego 2007 roku o ochronie konkurencji i konsumentów (Dziennik Ustaw Nr 50, pozycja 331, ze zmianami)”) (以下、「独占禁止法」という。) および独占禁止法に関する規則により保護されている。

具体的には、独占禁止法は、以下の点について規制している。



独占禁止法の執行は、競争当局 (the “Prezes Urzędu Ochrony Konkurencji i Konsumentów” (以下、「UOKiK」という。)) による決定に基づいて、行政手続きの一環として実行される。UOKiKの本拠は、ワルシャワにあり、支部は、9都市に存在する (Bydgoszcz, Gdansk, Katowice, Krakow, Lublin, Lodz, Poznan, Warsaw and Wroclaw)。UOKiKは、カルテル、優越的地位の濫用、消費者保護に関わる事件が、ポーランド国内において行われ、または行われる可能性がある場合において、当該事件の違法性に関して決定を行う。

なお、エネルギーおよび電気通信の分野においては、それぞれ、エネルギー庁長官 (the “Prezes Urzędu Regulacji Energetyki”)、電気通信庁長官 (the “Prezes Urzędu Komunikacji Elektronicznej”) のみが価格および関税に関する事項を決する権限を持つ。

独占禁止法に関する手続きは、UOKiKの職権に基づいて開始される。事業者は、UOKiK長官に対して、独占禁止法上の手続きを開始するよう要求する旨申し出ることができるが、UOKiKが当該申し出を拒絶した場合、事業者は、当該UOKiKの拒絶の決定に関して、裁判所に不服を申し立てることはできない。

独占禁止法における手続きにおいて、UOKiKには多大な調査権限が付与されている。UOKiKは、事業者に対して、書面や情報の開示を要求できるほか、裁判所の承認のもと、立入検査や捜索を実行すること、関連するファイルやデータへのアクセスを要求すること、また、裁判所の承認のもと、関連する証拠物を差し押さえることができ、さらに、これらの措置について、警察の援助を求めること等もできる。

UOKiKの決定は、2審制のもと、ワルシャワに所在する地方裁判所 (the “Sąd Ochrony Konkurencji i Konsumentów”) に控訴され得る。控訴裁判所の決定は、最終かつ執行可能なものとされるが、一定の特別な事案においては、最高裁判所への上訴が認められている (当該上訴は “cassation” といわれている。)

¹ The Act of Competition and Consumer Protection of 16 February 2007 (Dziennik Ustaw(Dz.U.)(Journal of Laws), Nr 50, poz. 331, as amended) <http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20070500331>

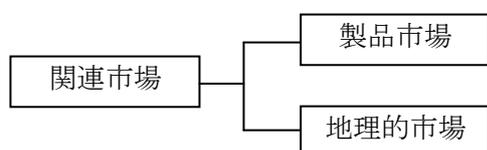
1.1. 事業者 (“Undertakings”) の定義

独占禁止法は、事業者に適用される。従って、事業活動によらない競争制限的行為は、UOKiK の調査の対象とはならない。

独占禁止法は、「事業者」について広く定義している（独占禁止法第 2 条、第 4 条 1 項）²。公営企業や公益団体、すなわち、地方公共団体、国による保険財団（the “National Health Fund”）、宗教団体等も「事業者」に該当し得る。UOKiK は、弁護士、司法書士、医師、歯科医師、薬剤師、建築家等により構成される各職能団体の取引にも調査を及ぼすことができる。

1.2. 関連市場 (the “Relevant Market”)

関連市場に係る定義は、独占禁止法の適用の有無を判断する上で重要なものである。関連市場に該当するか否かは、以下の 2 つの側面により判断される（独占禁止法第 4 条 9 項）。



- 製品市場：製品と関連して、意図される使用、価格、性質を通じて、代替性を加味しつつ、消費者により認知される製品（e.g., 風力タービン市場）
- 地理的市場：地理的状况と関連して、製品の性質や特徴、市場参入規制の存在、消費者志向、価格と輸送費用の違いにより、競争の条件が類似する範囲の地域（e.g., ポーランド西部）

1.3. 独占禁止法違反の効果

独占禁止法違反は、個人を含め、事業者に厳罰を与えるものである。その違反の効果としては、制裁金、行為の無効化、損害賠償義務等が存在する。独占禁止法違反の効果として、入札違反の場合を除き、刑事罰は課されない。濫用的行為が終了した年の末日より 5 年間が経過した場合には、独占禁止法違反に係る手続きは開始されないものとされている。

1.3.1. 事業者に課される制裁金

UOKiK 長官は、以下の独占禁止法違反を行った事業者に対して、仮に事業者による当該違反が故意によるものではなかったとしても、直前の一事業年度において事業者が獲得した売上高の最大 10% の額の制裁金を課することができる。

- a) 競争制限行為を行ったことによる独占禁止法違反（競争制限に係る合意や優越的地位の濫用）
- b) EU 運営条約（TFEU）第 101 条または第 10 条違反
- c) UOKiK 長官の許可を得ずになされた集中規制違反（独占禁止法第 106 条）。

UOKiK 長官により最高限度額の制裁金が課された案件は数件にとどまる。1 つは、セメントに係るカルテルの事例である（後記 3.3.1.1.参照）。当該事例においては、2009 年、UOKiK は、リニエンシーが適用された 1 社を除き、当該カルテルに参加した企業に対して、売上高の 10% の制裁金を課された。当該制裁金額は、後に裁判所によって一旦減額されたものの、上訴され、未だに裁判は継続している。

² 経済活動の自由に関する法律も参照（Dz.U., Nr 173, poz. 1807, 6 August 2004）

また、他の事例として、UOKiK は、集中規制に係る通知を怠った事業者に対して、最高限度額の制裁金を課したが、売上高が極めて僅少であったため、制裁金額自体は大きなものではなかったものがある。

なお、制裁金額平均は、売上高の 2-4%である。

事業者の手続違反には、5,000 万ユーロの制裁金が課されうる。当該制裁金は、事業者が、故意によりなされたか否かに関わらず、

- a) UOKiK 長官によって要求された情報を提供しなかった、もしくは、誤ったあるいは誤解をもたらす情報を提供した場合、または
- b) UOKiK 長官による検査や搜索を妨げた場合に課されうる（独占禁止法第 106 条 2 項）。

手続違反により高額な制裁金が課された事例は、いくつか存在する。携帯事業会社である PTC および Polkomtel には、2009 年、3,000 万ユーロを超える制裁金が各社に課された（後記 5.2.2. 参照）。また、2006 年の Ożarów Cement Plant の事例では、50 万ユーロの制裁金が課す旨の判断が下された。こうした高額な制裁金は、UOKiK による調査を故意に妨害し、証拠隠滅を図ったとされたことを理由に課されたものである。

さらに、UOKiK 長官または裁判所の判断がなされた後、当該判断の実行が遅れた場合、当該遅延 1 日毎に 10,000 ユーロを上限とする制裁金が課されうる。

1.3.2. 個人に課される制裁金

1.3.2.1. カルテル違反の責任者に対する制裁金

2015 年の独占禁止法改正では、UOKiK 長官に、競争制限に係る違反に基づき、事業者における責任者にも制裁金を課することができるものとされた（独占禁止法第 106a 条）（もっとも、当該制裁金は、優越的地位の濫用事例には及ばない）。

責任者は、自己の事業の遂行において、故意にカルテル違反行為を行った場合、当該行為が作為によるか不作為によるかに関わらず、当該違反行為に対して責任を負うこととなる。独占禁止法において、責任者（“manager”）とは、管理職に就いている者、または、事業者において監督権限を有する一員として業務に従事する者と定義されている。カルテルによる結果が生じた時点において事業者の業務に従事していた責任者は、仮に、その後事業者の業務に従事していないこととなった場合においても責任を負うこととなる。このことにより、責任者は、退職後 5 年間制裁金が課される可能性があることとなる（5 年間の時限性があることについては、前記 1.3. 参照）。

UOKiK 長官は、200 万 PLN 上限として、個人に制裁金を課することができる。制裁金額は、違反行為の期間、重大性および状況、当該個人の所得の額、UOKiK における手続きへの協力状況といった種々の事情を考慮して決せられる。

個人に対する制裁金は、事業者に対する手続上決せられ、事業者と併存して課されるものとされている（すなわち、責任者たる個人に係る手続きは、事業者に係る手続きと分離されない）。責任者は、事業者における手続きの当事者として、事業者が認められている権利と同様の権利を享受できる。責任者は、事業者と同様、リニエンシーによる恩恵を被ることができる。

1.3.2.2. 手続法違反に基づく制裁金

独占禁止法では、平均報酬の 50 倍に相当する金額³の制裁金を、管理職に就いている者、または事業者において監督権限を有する一員として業務に従事する者に対して、以下の事項を理由に課すことができるとされている（なお、当該制裁金は、故意によりなされた行為か否かにかかわらず課される可能性がある。）。

- a) 独占禁止法執行当局や裁判所の決定、決議、または判断による事項を実行しないこと
- b) 集中規制において要求されている通知を行わないこと
- c) UOKiK 長官に信用性のないまたは誤解を生じさせる情報を提供すること（独占禁止法第 108 条）

同様の制裁金は、検査対象の事業者、事業者の所在する土地、建物、移動手段の所有者のために行動をした者が、不正確または誤解を生むような情報を UOKiK 長官に提供した場合、または、UOKiK 長官により遂行される検査または搜索を妨害した場合にも課される可能性がある。

1.3.3. 独占禁止法違反による無効

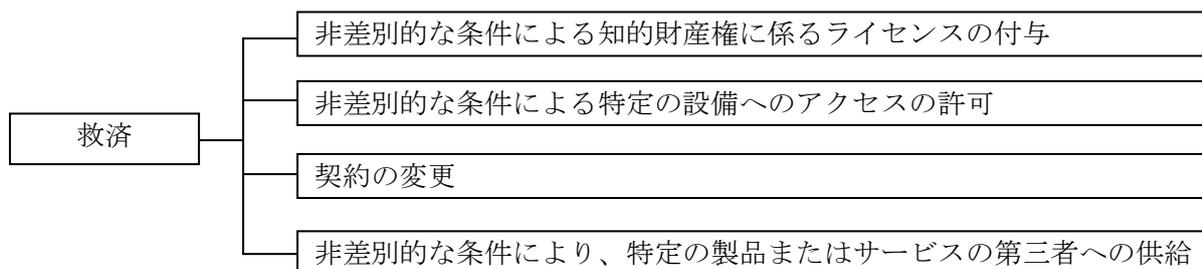
独占禁止法は、競争制限的行為の結果、関連する法律行為を無効にする場合を規定している。独占禁止法上、違反行為を構成する法律行為は、当該行為の全部または一部を無効にするものとされている。当該無効は、行為がなされた時点に遡って効果がないとされるものである。例えば、違反行為を構成する契約が締結されていた場合においては、当該契約自体が無効となる。一部の法律行為のみが無効となる場合、無効となる条項による影響を受けない限度において、当該無効とされた一部を除く法律行為は有効のまま存続することとなる（民法第 58 条 3 項）。

1.3.4. 民事的効果

UOKiK 長官により課される制裁金その他、独占禁止法違反により、事業者は、第三者に生じた損害について賠償責任を負う可能性がある。当該責任は、直接損害のみならず、間接損害にも及び得る。民事訴訟は、裁判所に提起され、裁判所において判断が下されるが、かかる裁判所における審理の中で、UOKiK 長官の決定は、証拠として提出される可能性がある。独占禁止法違反に関連する民事訴訟は今のところ多くはないが、私的損害に係る訴え（私訴）に関する EU 指令のポーランドでの国内法化にあわせ、今後増加する可能性がある。

1.3.5. 救済（the “Remedies”）

2015 年改正独占禁止法において、UOKiK 長官には、競争制限を導く契約や優越的地位の濫用を排除する決定をする中で、事業者に対して、事業の停止等の特別の措置（“Remedies” といわれている。）を講ずることが認められた。救済に係る措置には、以下のものがある。：



³ 2014 年末における平均報酬は、4,004PLN であったので、手続法違反に基づく制裁金の上限は、現状、約 200,200PLN となる。

改正独占禁止法においては、事業者において「垂直的分散」を実現するために、UOKiK 長官は、事業者が、事業者グループ内の特定の団体へ、特定の事業活動の譲渡をする旨命じることができるものとされている。かかる分散は、エネルギー分野においては、エネルギー分野のみに適用される特別法を根拠としてなされる、エネルギーの生産、流通、販売を分割しておくべきものとしての「解体」(“unbundled”)がその例としてあげられる。

1.3.6. 公的關係

UOKiK 長官により発令される決定は、検査過程に関する内容を含め、すべて公に開示される。消費者を害するケースにおいては、UOKiK 長官は、違反事業者のリストを公にする権限も有する。

1.4. リニエンシー

リニエンシー・プログラムは、競争制限的契約を締結する事業者が、UOKiK 長官に当該契約の存在を開示し、かつ、UOKiK の調査に協力することの代わりに、UOKiK 長官によって課される制裁金の免除がなされ、または、減額してもらうことを目的とする。

例えば、競争制限的契約の当事者となる者は、制裁金の免除や減額を認めてもらうために、リニエンシーを申し出ることが考えられる。事業者が、他の事業者を競争制限的契約への参加を唆したという場合においては、当該唆した事業者はリニエンシーを申し出ることにはできない。リニエンシーの申し出は、競争制限的合意に関して、詳細かつ信用性のある内容を明らかにすることによりなされなければならない、競争制限的契約の存在および範囲を明らかにするために有益な証拠を提示し、事業者が自発的にこれを行ったことを示さなければならない。また、リニエンシーの申し出は、自然人（例えば、会社の責任者）によりなされなければならない。

リニエンシーの申し出がなされた後、申し出を行った者は、UOKiK の調査に協力する義務を負う（関連事例として、後記 5.2.3.参照）。

リニエンシー・プログラムに係る詳細な情報は、独占禁止法、および制裁金の免除または減額については、その規則 (the “Rozporządzenie Rady Ministrów z dnia 23 grudnia 2014 roku w sprawie sposobu i trybu postępowania z wnioskiem o odstąpienie od wymierzenia kary pieniężnej lub jej obniżenie (Dziennik Ustaw 2015 pozycja 81)”) ⁴やガイドライン⁵において定められている。

1.5. 営業秘密の保護

営業秘密 (“Business Secrets”) は、商業的価値を有する技術的、組織的事項に関する情報等であって、公に開示されておらず、事業者によって秘密情報として管理されているものをいう。UOKiK 長官は、事業者が他の競合企業についての機密情報を取得することを禁止する役割を担っている。

独占禁止法は、UOKiK の従業員に対して、手続上知したすべての情報を秘密にしなければならない旨を定めている。当該秘密保持義務は、手続が開始されたことや UOKiK 長官の決定の内容には及ばないが、当該決定は、秘密情報に該当しない範囲において、営業秘密が含まれていないものとして公開される。

⁴ <http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20150000081>

⁵ 詳しくは以下 URL 参照 http://www.uokik.gov.pl/leniency_programme.php

2. 合併規制

独占禁止法の適用対象となる主たる分野の1つが合併規制である。合併規制は、一部の事業者による過度の市場支配力の強化に伴って市場で発生する悪影響から自由競争を保護することを目的としている。合併規制は、ポーランド領に影響を及ぼすことに加えて、独占禁止法に規定されている売上高基準を満たすすべての企業集中（後記 2.1.参照）に適用される。

合併規制は予防的規制としての側面を有している。すなわち、計画された取引の参加者は UOKiK 長官の許可を事前に取得し、当該許可の決定が出されるまで、会社は取引の実行を差し控えなければならないとされている。合併規制に関する届出、適切な書式での申し出を行わなければならないと、また、基本合意書で表明されている企業集中の目的を示す証拠、条件付きの合意など、関係する文書を当該書式に添付する必要がある。

合併規制手続きは「2段階」で構成されている。第一段階では簡易な通知手続きとして1カ月程度要する。複雑な事例または競争上の懸念が明らかである場合には、さらに第二段階目の手続きが用意されており、ここで約4カ月程度要する。

UOKiK は効果的な競争を相当程度に限定するか否かをテストし（“Significant Limitation of Effective Competition”、いわゆる SLEC テスト）、かかる限定がなされないと解される取引を許可する。

UOKiK 長官の許可を得ないで合併等を実行する場合、事業者は、売上高の10%を上限として制裁金を課される可能性がある（前記 1.3.項参照）。

2.1. 企業集中（“Concentration”）に関する概念

独占禁止法上、企業集中とみなされる取引の種類が指摘されている。

独占禁止法の適用対象となる企業集中は以下のとおりである（独占禁止法第13条2項）。

- 1) 2社以上の独立企業の合併
- 2) 買収（1社または複数の企業による他の企業の株式、その他の有価証券の取得、またはなんらかの方法で他の企業に対する直接的もしくは間接的な支配権を取得すること）
- 3) 複数の事業者による単一の合併事業の創設（以下、「合併事業」という。）
- 4) 複数の事業者による他の事業者の財産（全部または一部）の一部を取得する取引で、通知前2事業年度のうちのいずれかの会計年度において、当該財産からポーランド国内で実現された売上高が1,000万ユーロ相当額を上回る場合

EUにおける法令とは異なり、ポーランドにおける独占禁止法は、集中的な合併事業と協力的な合併事業を区別していない点に留意しておく必要がある。そのため、各事業の恒久的性格、一時的性格または契約上の性格とは無関係に、すべての合併事業について通知義務を負っている。

2.2. 売上高に係る基準

企業集中に係る通知義務は、関係する事業者の売上高またはこれらの事業者が属している資本グループの売上高によって異なってくる。

以下のいずれかに該当する企業集中取引は独占禁止法に従い通知義務の対象になっている（独占禁止法第13条1項）。

- 1) 企業集中に参加している事業者が通知を行う前の会計年度における世界全体の総売上高が10億ユーロ相当額を上回る場合

- 2) ポーランド国内で企業集中に参加している事業者が通知を行う前の会計年度における総売上高が 5,000 万ユーロ相当額を上回る場合

これらの 2 つの基準は相互に独立しており、この基準のいずれか一つを満たした取引に対して通知義務が課される。売上高基準が世界全体を対象とされている場合((1)の場合)には、取引がポーランド国内で行われているものに限定されていない点に留意する必要がある。

2.3. 通知義務の免除

事業者が上記売上高基準を上回っていても、重要性の低さを理由として、またはその性質上競争上の問題を引き起こす可能性が低いとして、UOKiK に対する通知義務を負わない場合がある。

具体的には、以下のいずれかに該当する場合、独占禁止法では、企業集中の目的を通知する義務は免除されると規定されている（独占禁止法第 14 条）。

- 1) 買収によって支配権を獲得する事業者の通知前 2 事業年度のいずれかの会計年度におけるポーランド国内での売上高が 1,000 万ユーロ相当額を上回っていない場合
- 2) 合併または合弁事業の形式で企業集中に参加しているいずれかの事業者の通知前 2 事業年度のいずれかの事業年度におけるポーランド国内での売上高が 1,000 万ユーロ相当額を上回っていない場合
- 3) 一つの資本グループに属する事業者の経営権を取得する企業集中と同時に、当該グループに属する事業者の財産の一部を取得する取引で、経営権を取得した事業者と購入した財産の一部の通知前 2 会計年度のいずれかの会計年度におけるポーランド国内での売上高が 1,000 万ユーロ相当額を上回っていない場合
- 4) 金融機関による一時的な株式投資、一時的な株式取得による債務の担保など、倒産手続きの結果として企業集中が行われる場合、または同一の資本グループに属する事業者による企業集中の場合（独占禁止法第 14 条）

1) における免除は、2015 年の独占禁止法改正で追加⁶されたものであるが、当該免除の適用を受けるためには、事業者または資本グループ全体の売上高が 1,000 万ユーロ未満でなければならないことに留意が必要である。すなわち、企業集中における一方のサイドの事業者単体から「売上高ゼロ」が申告された場合（すなわち、ポーランド市場に及ぼす影響はないという有力な根拠がある場合）でも、通知が必要になることがあるということである。

2.4. 合併テストおよび UOKiK 長官の決定

合併における独占禁止法上の手続きの過程で、UOKiK は、対象となる企業集中による関係する市場への影響を分析し、また、事業者が市場ポジションをどの程度高めるのか、および対象となる企業集中の実施に伴って圧倒的な市場ポジションを獲得する可能性の有無について検証する。

UOKiK 長官は、以下の 4 種類の決定を行うことができる。

- a) 許可
企業集中により、特に圧倒的な市場ポジションの創設または強化によって競争が大幅に阻害されるおそれがない場合、UOKiK 長官は許可を与える義務を負う。
- b) 条件付きの許可
企業集中分析により、取引に伴って競争は阻害されるが、こうした競争阻害要因を取り除くことができることが示唆された場合、UOKiK 長官は企業集中に許可を与えるとともに、企業に対して必要な是正措置（一社または複数の会社の全部または一部の資産を処分（売却）す

⁶ なお、2) の免除も 2015 年の独占禁止法の改正で追加されたものである。

る義務、または許可を受ける前の企業集中に係る取引から資産を除外する義務など)を課すことができる。

c) 特別な許可

企業集中によって競争は阻害されるが、同時にそれを上回る公共上の利益(経済発展または技術の進歩および/または国家経済に対するプラスの影響など)がある場合、UOKiK 長官は特別な許可を付与できる。

d) 禁止

対象となる企業集中によって競争が大幅に阻害される可能性があると同時に、そうした競争阻害要因を取り除くことができない場合には、UOKiK 長官は当該企業集中を禁止する義務を負う。

通知の必要がなかったものと判断された場合、または申請書に形式的な瑕疵もしくは手続上の瑕疵がある場合、UOKiK 長官は当該申請書を申請者に返却する。

決定に関する統計によると、UOKiK 長官は、企業集中取引の大半を許可している。2013 年を例にとると、手続きが完了した合併手続き 177 件のうち、156 件が許可され、2 件が条件付きで許可されたほか、禁止された事例はなく、申請書が申請者に返却された事例が 16 件ある。

2.5. 合併審査に係る手続きに関連する主なリスク

合併審査に係る手続きには、その複雑さゆえ、以下のような多くのリスクをはらんでいる。

- ポーランドおよび EU の法律における合併会社の定義という点で(ポーランドでは、その種類のいかに関わらず合併会社はすべて通知を出さなければならない(前記 2.1.参照)、意図している行為が、「集中」(「集中」に該当するか否かについては、前記 2.1.参照)に該当する行為なのかどうかという判断に係るリスク
- 企業の市場シェアの予想が不正確であることを理由に、手続きが 4 カ月程度長引くことがあり、場合によっては、かかる不正確性を理由に、条件付き認可という結果になるか、禁止の判断になされることがあるというリスク
- クロージング(取引が実際に完了する時点)前の時点において、事業者間で競争上の機微情報を共有し、または統合のために係る機微情報を利用すること(いわゆる「ガン・ジャンピング」)に係るリスク(以下の 2 つの場面に分類される。)
 - (1) 手続上、合併する当事者が、実際に合併する前に義務付けられている通知の提出および認可取得の要件充足を怠った場合、事業体の売上高の最大 10% の制裁金が課される場合がある(前記 1.3.参照)。
 - (2) 合併当事者が競合他社である場合において、ガン・ジャンピングの行為が行われる場合としては、当事者が、取引が実際に完了する前に自社の競合製品を準備(この場合、例えば、慎重な取り扱いを必要とする情報を企業間で交換するなどの行為がなされる。)をすることがある。かかる行為に対しては、競争規制に関する合意の禁止事項に対する違反行為として、制裁金が課される場合がある(後記 3.参照)。
- UOKiK により求められた情報の提供を怠った場合、または事実ではない、もしくは誤解を招くような情報(誤って計算された売上高等)を提供した場合に係るリスク(特定の事件の場合、事業体に対して手続上の違反として制裁金が課される場合がある(前記 1.3.2.2.参照))
- UOKiK に既に提出されている情報のうち、どの情報が事業体の機密情報(企業秘密等)なのかを判断することを怠るリスク(その結果、UOKiK の判断で当該情報が開示されることになってしまう場合がある(前記 1.5.参照)。)

2.6. 合併の典型的な事例

2.6.1. Cogifar- Koltram 事件（禁止とされた事例）⁷

2009年10月、UOKiK長官は、本事例において合併を禁止する決定を下した。本事例では、Kolejowe Zakłady Nawierzchniowe Cogifer Polska Sp. z o.o.（以下、「Cogifer」という。）によるKoltram Sp. z o.o.（以下、「Koltram」という。）の買収（以下、本項において、「本取引」という。）が問題となった。Cogifer および Koltram は、鉄道および路面電車の分岐線（一つの鉄道線路から別の鉄道浅慮に電車を引き込むための機械装置）を生産しており、水平的統合が問題となる事案である。本取引の参加者は、売上高の法定基準を超えていたため、事前に UOKiK 長官の許可を受ける義務を負うこととなった。UOKiK は、その調査の中で、サプライヤと分岐線の受取企業に対して、集中的な調査を実施し、利害関係者に対して、当該市場にて事業を展開している企業の鉄道の分岐線の供給に関する基本合意契約、市場の構造、市場参入の障壁に関する査定、生産能力、投資計画について質問した。UOKiK は、さらに、分岐線の生産者のために証明書を交付する手順の特徴について、Polish Office of Rail Transport に対して質問状も送付した。

集中レベルを判断するため、Herfindahl-Hirschman Index（以下、「HHI」という。）が採用された。HHI テストは、事業の集中の実行が、市場の集中の度合いに対して多大な影響を及ぼし、従って、競争を制限することになるか否かを判定するテストであり、集中の後、合併当事者の市場シェアの合計が40%という閾値を大きく上回る場合には、支配的地位となる旨の法的推定が働くこととなるものとされている。

UOKiK は、安定性の存在、参入の困難性、競合他社や顧客が少数であること、当該市場における寡占性など、市場の特異性について指摘した。UOKiK は、市場の参加者の中での競争を中止するという形式での影響を及ぼす可能性があるかと判断した。

以上の状況を考えあわせて、UOKiK は、Cogifer による Koltram の買収の結果として、鉄道用分岐線の国内市場における競争は、大幅に規制されるものと判断した。また、UOKiK は、本事例において、合理的な方法で、競争の規制を排除できるような救済策が一切存しないと判断した（独占禁止法第19条2項参照）。加えて、意図された集中は、経済または技術的な進歩には寄与しないだけでなく、国家経済に対してもプラスの影響を及ぼさないものとされた。すなわち、特別認可の条件は充足されないものと判断された（独占禁止法第20条2項参照）。

従って、UOKiK 長官は、本取引が禁止されるべき取引に該当する旨の決定を発令した。UOKiK 長官の決定は、ワルシャワの競争および消費者保護裁判所に上告されたが、当該裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持した。

2.6.2. PGE- Energa 事件（禁止とされた事例）⁸

2011年1月、UOKiK長官は、Polska Grupa Energetyczna SA（以下、「PGE」という。）が Energa SA（以下、「Energa」という。）を買収することを意図した取引を禁止する決定を下した。Energa は、電力の生産、分配、販売の市場において、活発に事業を展開していた。一方、PGE は、ポーランドで最大規模のエネルギー会社グループである。財務省（The Ministry of Treasury）は、PGE および Energa の大半の株式を所有していたが、合併通知を出したことで、民営化が図られた。2010年9月、PGE および財務省は、Energa の株式の84.19%を購入する合意に署名し

⁷ Decision DKK-67/2009.

http://decyzje.uokik.gov.pl/dec_prez.nsf/0193f6807860cf8cc12574f700290489/afd5bfffac698b5a0c1257654004074b?OpenDocument

⁸ Decision DKK-1/2011. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=9494>

た。この取引の完了は、UOKiK 長官が当該合併を許可するかどうかにかかっていた。経済の集中に係る通知を必要とする条件は、すべてが充足された（前記 2.2.参照）。

UOKiK は、市場調査において、電力市場で事業を展開する企業および電力関連協会に対して、当該合併に関する意見を述べるよう要請した。UOKiK 長官は、Energy Regulatory Office の長官の意見も加味した。PGE は、UOKiK による要請を受け、追加で要求された情報とともに、追加的に通知を届け出た。

UOKiK の意見では、PGE-Energa による経済の集中は、ポーランドの電力の生産および販売市場に対してだけでなく、ポーランドの電力卸売市場にも、水平的統合および垂直的統合としての影響を及ぼすとした。同時に、UOKiK 長官は、PGE による Energa の支配権獲得は、電力の国内小売市場における競争に対して、規制としての多大な影響を及ぼし、特に個人消費者に対して悪影響を及ぼすものと認識した。新たに成立する企業は、電力消費者に対して、販売条件を課し、電力エネルギーの価格を独自に設定することで、競合他社等を差し置いて単独で行動することが可能になるとされた。また、UOKiK 長官は、合理的な方法で、競争の規制を取り除くような救済策が適用される可能性は一切ない旨の判断を下した（独占禁止法第 19 条 2 項参照）。さらに、本取引は、経済または技術的な進歩には寄与しないだけでなく、国家のエネルギー市場に対してプラスの影響を及ぼすものではないものとされた。すなわち、特別認可の条件は充足されないものと判断された（独占禁止法第 20 条 2 項参照）。

PGE は、意図された集中の結果として得られる可能性のある多くの利益を主張した。しかし、UOKiK 長官は、合併によるマイナスの影響を補うような利益はないものと判断した。UOKiK 長官は、通知された取引を認可させようとする多大な政治的圧力を受けながらも、上記のとおり禁止されるべき集中に該当するという決定を下した。当該決定は、競争および消費者保護裁判所に上告されたが、当該裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持した。

2.6.3. Aster-UPC 事件（条件付き認可とされた事例）⁹

2011 年 9 月、UOKiK 長官は、UPC Polska Sp. z o.o.（以下、「UPC」という。）および Aster Sp. z o.o.（以下、「Aster」という。）との間の取引について、特定の条件付きで認可するという決定を下した。UPC および Aster は、充電可能ケーブル TV サービス、インターネットのブロードバンド・アクセス、有線電話通信サービスを提供する企業である。

当該条件について最も重要な点は、合併する企業が、加入者の電話会社の選択の際に、加入者を規制しないよう命令されたことである。また、合併する企業は、合併取引が成立した後は、すべての既存の加入者に対して、サービスの継続を保証しなければならないものとされた。

合併審査に係る手続きの過程で、UOKiK は、Aster および UPC を、クラクフ市とワルシャワ市において充電式ケーブル TV サービスを提供する 2 大企業体であるものと判断した。これら 2 社による市場シェアを合計すると、クラクフ市とワルシャワ市でそれぞれ 50%から 60%となり、想定していた支配レベルをはるかに上回っている（40% - 後記 4.2.参照）。UOKiK 長官は、当該取引は、結果として、充電式テレビの市場における競争を著しく規制するものとなり、前述の 2 つの都市におけるブロードバンド・インターネット・サービスに対するアクセスが妨げられてしまい、その結果、消費者に悪影響を及ぼすとした。集中によって、支配企業体となる UPC が当該経済の集中以前と比較して不利なオファーをなす可能性があった。市場に対する調査において、UOKiK は、競合他社および住宅協会の意見を収集した。

UOKiK 長官は、独占禁止法第 19 条 2 項を根拠に、条件付き認可という決定を下した。当該決定に従って、UPC は、Aster を支配下に置くことを認められた。当該条件は、2 社によりサービ

⁹ Decision DKK-101/2011. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=10551>

スが提供されていたビル内に所在し、Aster に帰属するネットワークの一部を売却するというものであった。売却の取引は、クラクフ市とワルシャワ市による関与のもと、決定日から 18 カ月以内に実施するものとされた。売却は、UOKiK 長官の承諾を得たうえで、買収する側の事業体の資本グループに属していない事業体に有利になるように実施することができた。集中における技術的な側面と消費者の経済的福祉に鑑みて、UOKiK 長官は、これに加えて、統合を実施する時点で、直接関係する優れた品質と継続性を備えたサービスを加入者に提供することを UPC に指示した。さらに、統合が実施されたのち、UPC によりサービスが提供されていたビル内の Aster の顧客は、それ以前に Aster と締結していた基本合意契約の条件のいかんにかかわらず、再びプロバイダーを選択する権利を与えられた。買収する側の事業体は、UOKiK に対して、指示された任務を決定によって定められた期間内で達成した方法についての情報を提供する義務を負担した。

当該決定は、競争および消費者保護裁判所に上告されたが、当該裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持した。

2.6.4. Polfa Warszawa-Polpharma 事件（条件付き認可とされた事例）¹⁰

2012 年 3 月、UOKiK 長官は、Zakłady Farmaceutyczne Polpharma SA (以下、「Polpharma」という。) および Warszawskie Zakłady Farmaceutyczne Polfa SA (以下、「Polfa」という。) との間の取引を認可するという決定を下した。Polpharma および Polfa はいずれも、医薬品を生産し販売している。Polpharma は、Genefar の子会社である。Polfa Warszawa は、かつては Polski Holding Farmaceutyczny に属する国営企業であった。集中に関する通知の必要性に係る条件(つまり、売上高閾値) はすべて充足された。

手続きの過程で、当該取引が医薬品の 3 つの市場における競争を制限していることが判明した。具体的には、店頭販売されている眼科治療用の抗凝血剤、フルオロキノロン類 (一般的に使用される抗生物質)、医師の処方箋によって入手可能なスルホンアミドの 3 つである。買収後に、その Polpharma および Polfa の市場における地位は、著しく強化されるものと判断された。事業体は、眼科治療剤市場を独占し、その他の市場においても 40% を超えるシェアを獲得するとされた。独占禁止法の規定によると、これは、これら市場において当該事業体が支配の立場にあることを示していることとなる (後記 4.2. 参照)。さらに、Polpharma および Polfa Warszawa により製造される 2 つの抗凝血剤 (Polocar および Acard medicines) は、その種の医薬品としては、最も認知されているものの一つで、それ故に、その他の医薬品企業は、たとえ、より安価な製品を提供したとしても、効果的に競合することができなくなるとされた。独占禁止法第 19 条 2 項を根拠に条件付き認可が下された時点で、その認可から 18 カ月以内に、Polpharma は、自ら、あるいは Polfa Warszawa により生産された上記の企業の医薬品 (Polocard または Acard) に存するすべての権利を売却する義務を負担することとされた。権利の譲受企業は、同じ資本グループに属してはならず、同じ資本グループの企業体により共同で支配下に置かれることはできないとされた。さらに、譲受企業は、UOKiK 長官によりあらかじめ許可を受けなければならないものとされた。

処分の時期まで、Polpharma は、市場シェアの水準を 70% に維持し、当該決定の 2 年前と比較して自社の販売に係る広告およびプロモーションに費やす費用を減額しないという義務を負った。UOKiK 長官の決定は、異議の申立てがなされなかったため、最終的な決定となった。

¹⁰ Decision DKK-23/2012. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=11591>

3. 共同行為

3.1. はじめに

ポーランドの法律は、競争を制限するという影響を及ぼす共同行為を禁止している（独占禁止法第6条）。当該禁止には、直接関連する市場での競争の排除や規制を目的とする行為、またはその他の違反行為という結果を招く合意（または書面もしくは口頭による取り決め）として定義される行為が列挙されている。

この場合の「合意」とは、以下の意味として解されている。

- 1) 事業者間、団体者間、および事業の当事者とその団体との間で交わされる合意、または当該合意の規定
- 2) 形態のいかんにかかわらず、2社またはそれ以上の事業者あるいはその団体により行われる協調行為
- 3) 事業者または事業者協会等における決議またはその他の行為

独占禁止法においては、2つの禁止されている合意が存在する。水平的結合または垂直的結合に係る合意である。

水平的結合に係る合意とは、競合会社間で交わされる合意（「カルテル」と称される合意で、後記3.3.参照）であり、一方、垂直的結合に係る合意とは、さまざまな取引段階における事業者間（例えば、サプライヤと購入者との間）で交わされる合意を表す（後記3.4.参照）。

独占禁止法において禁止されている合意とは、その対象または影響が、直接関係する市場において、競争の排除、規制、あるいはその他の違反行為となるような合意を意味する、具体的には、以下の挙げる事項を指す（独占禁止法第6条）。

- 1) 直接的または間接的に、価格およびその他の取引条件を決定する。
- 2) 生産または販売だけでなく、技術の開発または投資を制限する、または制御する。
- 3) 販売または購入の市場を分割する。
- 4) 義務負担が生じ、または均質ではない合意の条件を伴う、第三者との類似の合意に適用させ、これら当事者のために多様な競争条件を設定する。
- 5) 当該合意の対象と実質的な関係も、慣習的な関係もない一方の当事者による他方の当事者の履行の受理または充足を前提に合意させる。
- 6) 当該合意の当事者ではない事業者による市場への参入を制限し、事業体を市場から排除する。
- 7) 提案される入札の諸条件、とりわけ作業の範囲と価格に関して、入札を行う事業者同士、または入札を行う事業者と入札を企画する事業者との間で共謀する。

その他の競争制限に関する合意も UOKiK によって厳格に調査されるが、これは、競争制限に係る合意に対する規制が上記の7項目に限られるものではなく、これら以外の形態での違反と解される場合があることを意味する。

なお、特定の行為が競争に関する違反行為になるということを認識していなかったとしても、このことは事業者の義務を免除するものではないことに留意が必要である。

UOKiK 長官は、まず、合意の対象と影響について分析する。かかる分析において、主観的（事業者が目指していること）および客観的（行われた取引の性質）に評価されるべきとされている。「影響」とは、市場が競争に対して与えるものとしての、合意により生じる影響を意味する（当該行為または不作為が、競争を制限するものであるかという点である。）。

水平的結合に係る合意とは、価格の決定、市場または顧客の共有、不正入札（談合）などが該当し、独占禁止法第6条1項の前記1-3および後記6に記載される禁止事項である。当該合意は違法であり、最も厳しい罰則の対象となる。

禁止されている合意に関するその他の事例として、合意の対象または影響がその他の事業者に対する差別行為であるもの、他の事業者による市場への参入を規制するもの、合意の対象となら実質的または慣習上の関係を持っていないその他の業者に対して契約上の義務を課すような合意（例えば、追加サービスまたは機器類を購入するという義務を課すというような、抱き合わせに係る合意）である。当該行為は、絶対的に禁止されているというわけではなく、以下に言及する例外的な規制を根拠に認められる場合がある。

3.2. 競争を制限する合意の禁止に関する例外

競争を制限する合意の禁止には、以下に挙げる例外事項がある。

第一に、市場での合計シェアが5%を超えていない競争事業者の間で水平的結合に係る合意の場合、また、垂直的結合においては、それに関与する各事業者が市場でのシェア10%を超えない合意の場合である。

かかる例外は、価格および市場の談合には適用されず、またいかなる状況においても徹底的な規制として禁止されている独占禁止法第6条1項1-3号および第7号に規定される不正入札に関わる合意にも適用されない。

第二に、一括適用免除が規定されている。現在、行政規則に従って、独占禁止法においては、4つの一括適用免除が定められている。

- 1) 垂直的結合に係る合意に関する一括適用免除¹¹
商品の生産者と小売業者との間で交わされた垂直的結合に係る合意（後記 3.4. 参照）
- 2) 水平的結合の合意に関する一括適用免除
特化、および研究開発に関する合意¹²
- 3) 技術移転の合意に関する一括適用免除¹³
- 4) 保険セクターにおける協力合意に関する一括適用免除¹⁴

¹¹ Rozporządzenie Rady Ministrów z dnia 30 marca 2011 r. w sprawie wyłączenia niektórych rodzajów porozumień wertykalnych spod zakazu porozumień ograniczających konkurencję (Regulation Of The Council Of Ministers of 30 March 2011 on the exemption of certain types of vertical agreements from the prohibition on competition restricting agreements) (最新版、Dz.U. 2014 poz. 1012, July 13, 2014)

<http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20140001012>

(英訳) <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=12127>

¹² Rozporządzenie Rady Ministrów z dnia 13 grudnia 2011 r. w sprawie wyłączenia określonych porozumień specjalizacyjnych i badawczo- rozwojowych spod zakazu porozumień ograniczających konkurencję (Regulation Of The Council Of Ministers of 13 December 2011 on the exemption of certain types of specialization and research and development agreements from the prohibition on competition restricting agreements)(Dz.U. 2011 nr 288 poz. 1691)<http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20112881691>

¹³ Rozporządzenie Rady Ministrów w sprawie wyłączenia niektórych rodzajów porozumień dotyczących transferu technologii spod zakazu porozumień ograniczających konkurencję (Regulation of the Council Of Ministers on the exemption of certain types of technology transfer agreements from the prohibition on competition restricting agreements) (Dz. U. 2007 r. Nr 137, poz. 963)

<http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20071370963>

¹⁴ Rozporządzenie Rady Ministrów z dnia 22 marca 2011 r. w sprawie wyłączenia niektórych rodzajów porozumień, zawieranych między przedsiębiorcami prowadzącymi działalność ubezpieczeniową, spod zakazu porozumień ograniczających konkurencję (Regulation of the Council of Ministers of 22 March 2011 on the exemption from the prohibition of competition restricting agreements of certain categories of agreements concluded between the undertakings conducting insurance business activity) (Dz.U. 2011 nr 67 poz. 355) <http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20110670355>

当該規制においても、問題となっている事業者の市場シェアに関する閾値が定められている。これは、一括適用免除の有無を判断する基準となる。多くの場合、市場参加者に対して、市場シェアが30%を超えない旨のセーフハーバー・ルールが定められている。

第三に、合理性に係る例外（独占禁止法第8条1項）である。当該例外は、事案の実質的な状況を考慮することで、合意によるプラスとマイナスの結果のバランスを調整することにより判断される。2つのプラスと2つのマイナスの条件が同時に充足されなければならない。

- 1) 商品の生産、分配、または技術的ないしは経済的進展に対する合意による貢献
- 2) 買手またはユーザーが合意の結果から得られる利益を公平に分配するための機会
- 3) 合意が、事業者に対して、上記の目的を達成するために無視できないような障害を課していないこと
- 4) 合意によって、その参加者が、懸案の商品の大部分に関して、直接関係する市場での競争を排除することができないこと

当該例外は、経済および社会的な便益が、競争を制限することよりも大きな状況において、例外的に取引を許容するというものである。

当該例外による恩恵を受ける上で、事業者は、上記例外事項に該当することについて、立証責任を負担する。管轄機関発行のコンフォート・レターといったような、事前に認可を取得するための手順はない。独占禁止法の趣旨を没却しないようにするために、例外事項はすべて極めて厳格に解釈されるべきであるため、立証責任に係る負担は大きい。例外事項の適用の主張には、実施事項についての包括的かつ経済的な分析が必要とされる。

競争を制限する合意の規定に違反した場合の罰則は、最大、事業者の売上高の10%となる。さらに、違法な行為に関与する企業の責任者には、最大で50万ユーロの制裁金が課せられる可能性がある（前記1.3.参照）。

3.3. 水平的結合に係る合意による問題点とリスク

水平的結合に係る合意は、独占禁止法において、とりわけ競争に大きな影響を及ぼすものとして規定されている。

一般的に、ポーランドの国内市場で事業を展開する企業は、特に、水平的結合に係る協力体制についての以下の問題点を認識すべきである。

- 直接的または間接的に価格およびその他の取引条件を決定する合意（価格決定に係る合意）
当該行為は、価格競争に影響を及ぼすという事実を理由に、独占禁止法に基づいて徹底的に規制されるものである。この行為には、事業者が総合的な価格または価格を構成する要素（割引、割引、評価方法、支払条件、輸送コストなど）を決定するか否かを問わず、直接および間接的な価格の決定が含まれる。関係する事例については、後記3.3.1.1.参照
- 生産または販売だけでなく、技術的な開発または投資を制限または支配する合意
これは、価格引き上げをもたらそうとする供給者を規制するものである。また、参加企業の既存の生産高の引き下げを規制する場合もある。このような行為は、あらゆる状況において禁止されている。
- 販売または購入の市場を分割する合意（市場分割）
違法な市場の分割は、地理的、製品、または主観的側面との3つの異なる方法で発生する。上記行為と同様、市場の分割は、あらゆる状況において禁止されている。関係する事例については、後記3.3.1.1.参照。
- 合意の成立には、合意の対象と実質的・慣習的関連を有しないものとして、他方の当事者による義務の受入れおよび履行を条件する合意

当該行為は、優勢的地位の濫用に係るケースでより頻繁に見られるが、競争制限の合意の結果としてももたらされる。この行為の目的は、契約当事者に対して、通常は購入しないような追加の製品またはサービスを購入するよう強要することである。

- 市場への参入を制限、または市場から合意の当事者ではない事業者を排除する合意（排斥の合意）
排斥には、直接関係する市場から競合会社を完全に排除することだけでなく、特定の顧客グループに対する供給を拒否すること、または特定の企業グループとの事業契約の締結を拒否することも含まれる。
- 提案される入札の諸条件、とりわけ作業の範囲と価格に関して、入札を行う事業者間の共謀、または当該事業者と入札企画者である事業者による共謀（不正入札）
ここでの「入札」とは、公共調達に関わる法律に基づいて企画された入札だけでなく、非公共入札（民法により規制対象となっているもの）も含まれるものと解されている。当該行為は、合意により意図的に入札参加を取り下げさせる場合等に発生する。関連性のある事件については、後記 3.3.1.2.参照
- 競合会社間での情報の交換に係る合意（情報に関する合意）
相互に市場データを共有することで、競合会社は、違法なカルテルを行い、違法にそれぞれの市場での行動を調整する場合がある。このような行為は、関連市場での競争を減少させ、取引に関与していない競合会社に悪影響を及ぼす。とりわけ、この種の規制に関するリスクは、事業者団体等に関連して生じる。後記 3.3.1.1.参照

3.3.1. 典型的な水平的結合に係る合意の事例

3.3.1.1. セメント事業に関する事件（価格の決定、市場の分割、情報共有）¹⁵

2009年12月、UOKiK 長官は、ポーランドのセメント市場において、大手生産会社すべてが関与して過去11年間あまりわたって行われてきた共謀行為を禁止した。

禁止に係る法的措置の過程で、UOKiK は、灰色セメントの生産企業により締結された競争制限的合意と思われる行為を精査した。関与している生産企業は、Lafarge Cement、Górażdże Cement、Grupa Ożarów、Cemex、Dyckerhoff、Cementownia Warta および Cementownia Odra であり、これら生産企業の市場シェアは、合計してほぼ100%に近かった。

3年間に渡る長期の調査の結果、大量の証拠が UOKiK により収集された。この証拠を根拠に、UOKiK 長官は、遅くとも1998年から、当該企業らは、灰色セメントの市場シェアの凍結に合意し（この行為は、独占禁止法第6条2項3号により禁止されている。）だけでなく、セメントの最低価格、セメント価格の引き上げに適用する金額の決定等（この行為は、独占禁止法第6条2項1号により禁止されている。）を行っていたという結論に達した。多国間および2国間で多数回にわたって行われた会議の際に、生産企業は、商取引上の機密情報、いわゆる販売数に関する情報を交換していた。また、調査により、カルテルの参加企業は、自分たちの行為が違法であることを認識していたことが判明した。当該企業らは、直接的に情報交換に関与する人物や情報交換のコーディネーター的存在の人物を限定していた。

課された制裁金の金額は、UOKiK の20年間の歴史のなかで最高額になり、合計で4億1,000万 PLN を超えた。これは、1億ユーロ以上に相当する。最高額の制裁金は、5つのカルテル参加企業に、売上高の10%に相当する最大金額として課された。また、2つの参加企業は、情状酌量措置を受けた。すなわち、生産企業1社（Lafarge）は、制裁金の全額免除を受け、もう1社（Gorazdze Cement）は、売上高の5%に相当する制裁金を課された（最高制裁金額の50%）。セメント業界の事業者団体も、強制捜査の対象となったが、最終的には、反トラスト規定に違反していないことが判明し、制裁金は科されなかった。この決定は、競争および消費者保護裁判所

¹⁵ Decision DOK-7/2009. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=7083>

に上告され、当該裁判所は、UOKiK の当該決定を実質的に支持したが、制裁金総額は、8,300 万ユーロに減額された。

3.3.1.2. 市町村の廃棄物の事件（不正入札）¹⁶

2012 年 12 月、UOKiK 長官は、PUA Astwa Sp. z o.o.（以下、「Astwa」という。）および MPO Sp. z o.o.（以下、「MPO」という。）との間の共同行為を禁止する決定を下した。この 2 社は、Białystok の市中において都市廃棄物の収集と処理に係る事業を現地市場にて展開している。Białystok の Municipal Property Management（以下、「ZMK」という。）は、廃棄物の収集と輸送に関する入札を行った。懸案の 2 企業によるコンソーシアムが、最終的に落札した。

UOKiK は、過去に ZMK の廃棄物収集施設を運営していた MPO および Astwa がコンソーシアムとして共同入札を行ったことを発見した。その理由は、当該 2 社の主張では、2 社の技術施設はそれぞれ個々に契約を勝ち取るには不十分であったとのことであった。しかし、収集された証拠によると、MPO と Astwa の機器（廃棄物収集用のトラック）の使用に関する協力体制は、実際には、存在しなかったとされた。すなわち、UOKiK は、競争のメカニズムに反して、この 2 社がコンソーシアムを設けて、現行の市場シェアの維持に努めていたと判断した。UOKiK 長官の意見としては、独占禁止法第 6 条 1 項 7 号に規定される競争制限的行為の禁止に違反するものと判断した。すなわち、入札に参加した事業体間で提案された入札に関する諸条件、とりわけ作業の範囲と価格についての共謀があったものとされた。しかしながら、合意において、UOKiK の過去の判断に従う旨の前提条件が定められていたという事実に鑑みて、UOKiK は制裁金を課さないことを決定した。いずれの企業もこれに対して不服申し立てを行わなかった。

これは、コンソーシアムに参加している事業者の協力体制（原則的には禁止されていない）が問題となった事例として、UOKiK による初めての決定であった。当該決定は、一般予防としての意味合いが強く、共同入札の際の共同行為が競争制限的行為にみなされる可能性があるとして、事業者に対して、一般的に警告することに狙いがあったと思われる。

3.4. 垂直的結合に係る合意の問題点とリスク

独占禁止法は、垂直的結合に係る合意、すなわち、2 社またはそれ以上の数の企業が取引の異なるレベルで事業を展開している場合（例えば、サプライヤとディストリビュータ）の合意に関しても規制している。

この種の合意に対する立法上のアプローチは、水平的結合に係る合意に関するアプローチよりもやや緩和されている。垂直的關係にある企業は、お互いに競合しないため、市場における競争に対するマイナスの影響は、水平的結合の場合に比べて小さく、多くの場合、当該協力体制は、市場と消費者に対して、プラスの影響を及ぼすためとされている。

垂直的結合に係る合意は、典型的な事業活動を遂行するものとして、一般的には、独占禁止法の違反にはならないとされている。多くの場合において、垂直的結合に係る合意は、一括適用免除の規定により恩恵を受けることができると考えられる（上記 3.2.参照）。行政規則の規定に従って、垂直的結合に係る合意は、以下の条件が当てはまる場合には、適用免除の対象となる。

- 1) 当該合意の範囲に含まれている直接関係する商品販売市場のサプライヤのシェアおよびサプライヤが属している資本グループ¹⁷のシェアが 30%を超えていない場合

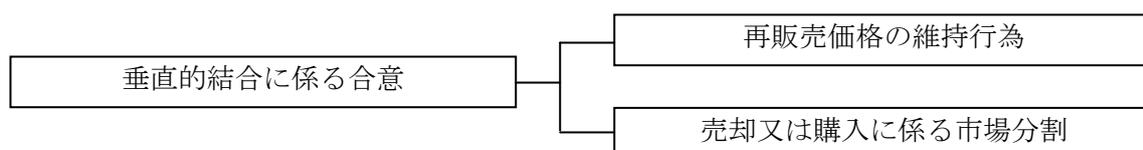
¹⁶ Decision RLU-38/2012. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=12682>

¹⁷ 資本グループとは、ある事業者によって直接または間接に支配される関係にあるすべての事業者（支配する事業者自体を含む。）を意味する（独占禁止法第 4 条 14 項）。ここでいう支配とは、取締役の指名権を有するなど、大株主としての権限を行使して、他の事業者の決定に影響を与える権限をもつことをいう（独占禁止法第 4 条 4 項）。

- 2) 当該合意の範囲に含まれている直接関係する商品販売市場の買手のシェア及および買手が属している資本グループのシェアが 30%を超えていない場合

多段階の垂直的結合に係る合意に基づいて、事業者が当該合意の範囲に含まれる商品を当該合意の当事者である他の事業者から購入し、当該商品を、当該合意の範囲に含まれるまた別の事業者販売する場合、買手および売手としての市場シェアが 30%を超えないときは、上記例外が適用される。

垂直的結合に係る合意は、必ずしも免除措置による恩恵を受けるわけではなく、特定の種類の垂直的結合に係る合意（特にディストリビューションに関する合意）については、以下の事項に該当する場合、違法と解される。



● 再販売価格の維持行為（Resale Price Maintenance (RPM)）

価格決定の 1 つの形態で、垂直的關係で発生する。例えば、サプライヤが、最低価格または製品が顧客に対して再販売する場面の固定価格を小売業者に提示する場合である。再販売価格の維持は、直接的（例えば、ディストリビュータが、カタログに記載されている価格で商品を販売することを義務付けられる場合など）または間接的（例えば、特定の最低割引率を強制的に適用する場合など）に行われる。独占禁止法は、固定価格または最低再販価格の適用を厳格に禁止している。RPM は、UOKiK により提訴された件数が最も多い行為の 1 つであり、實際上、正当化する状況はないものとされている。関係する事件については、後記 3.4.1.2.および 5.2.3.参照

垂直的結合の一括適用免除に基づいて、固定価格ではない限りにおいて、最高再販価格を課することは認められている。この適用免除の背景にある論理的根拠は、価格を引き下げることが可能であって、顧客にとって利益となりうるという点にある。また、再販売会社が現実的に自社による価格決定方針に依拠することが自由にできる場合には、再販価格を提示または推奨することは可能とされている。

● 売却または購入に係る市場分割

顧客の範囲やグループを制限することを意図する場合において、買手が垂直的關係に係る合意のもと排他的に製品を売却する場合、一括適用免除が適用されるか否か慎重に判断する必要がある。5 年を超えない期間の排他的契約は許容されると考えられる。

代理店契約

ディストリビューションに関する合意に加えて、代理店契約に関する問題点にも留意する必要がある。ポーランドにおいては、代理店契約は民法¹⁸において規定されている。代理店契約を通じて、代理人となった者は、事業活動の範囲内で、本人の利益のために顧客と契約を締結する義務や本人の名義で当該契約を締結する義務を負う。

代理人は、ビジネス上のリスクを負うものではなく、当該リスクは、本人が負担しなければならないものである（例えば、商品の所有権は、本人たる製造企業に帰属しつづけるなど）。従って、代理される製造企業は、自身のビジネスに自ら関与しているかのごとく、代理人に協力すべきものと考えられる。ディストリビューションに係る合意が RPM として禁止される場合がある

¹⁸ Ustawa z dnia 23 kwietnia 1964 (Statute of 23 April 1964 the Civil Code) (Dz.U. 1964 nr 16 poz. 93) <http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU19640160093>

のと異なり、製造企業は、代理人に対しては、販売対象となっている特定の製品またはサービスの価格を合法的に設定することができる。

3.4.1. 垂直的結合の典型的な例

3.4.1.1. PZPN-Canal+ 事件（競合企業の排除）¹⁹

2006年5月、UOKiK長官は、Polish Football Association（以下、「PZPN」という。）と Canal+ Cyfrowy Sp. z o.o.（以下、「Canal+」という。）との間の共同行為を禁止した。

当該共同行為により、Canal+は、ポーランドのサッカーリーグの試合を放送する排他的なテレビ放送権を獲得していた。

UOKiK長官が着目した行為には、合意から4年後に報道権を行使する排他的なライセンスを取得する優先権をCanal+に対して保証することが含まれていた。ライセンスの対象は、視聴者に対して、あらゆるサッカーリーグの試合またはその一部を放送する権利等に関する情報に対する排他的なアクセス権であった。2005年/2006年から2008年/2009年のシーズンについて、優先権は、以下の通り行使された。すなわち、PZPNが、上記ライセンスに係る合意の有効期間中にオファーを受けた場合、PZPNは、Canal+に対して、当該オファーに係る条件が記載された書面をもって当該オファーを通知する義務を負うとされ、Canal+は、自己の優先権を行使することをPZPNに対して報告するとされていた。一方、PZPNは、当該権利により対象となる期間についての排他的ライセンスの付与に関して、他団体により提示された最も有利な条件のオファーに具体的に記載されているものと類似する条件で、Canal+と新たな合意を締結する義務を負うとされていた。

UOKiKは、スポーツイベント会社から排他的な放送権を付与することの合法性については判断しなかった。しかし、Canal+との合意は、期間が長すぎる（許容の範囲としてUOKiKから4年の期間が示された。）ということとなり、他のテレビ放送局に対して競争制限としての影響を与え、市場への参入を制限し、または、当該合意の当事者ではない事業者からの参入を排除することで、独占禁止法第6条1項6号の規定に違反したものとされた。

UOKiK長官は、Canal+に対して200万ユーロ、PZPNに対して11万ユーロの制裁金を課した。一審裁判所において、PZPNに課された制裁金額が50%減額された。UOKiKは部分的に一審裁判所の判決に異議を申し立てた。控訴裁判所は、減額する理由は存在しないものとして、制裁金は全額支払わなければならない旨判示した。

3.4.1.2. Roland Polska 事件（再販売価格の維持）²⁰

2001年12月、UOKiK長官は、Roland Polska Sp. z o.o.（以下、「Roland Polska」という。）およびそのディストリビュータによる競争制限的行為を禁止する決定を下した。この事例における競争制限的行為の内容は、ポーランドの楽器および周辺機器の小売市場に関してオンラインストアで適用する最低再販売価格の合意にあった。Roland Polskaは、Roland、Boss、RodgersおよびCakewalkのブランド名で日本企業Roland Corporationが製作する楽器のディストリビュータである。

UOKiKは、Roland Polskaの事務所および同社の主なディストリビュータの事務所に対して強制捜査を実施した。収集された証拠を根拠に（Roland Polskaとそのビジネス・パートナーとの間でやり取りした電子メールを含む）、UOKiKは、Roland Polskaは、遅くとも2008年5

¹⁹ Decision DOK - 49/06. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=9917>

²⁰ Decision DOK - 13/2011. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=11281>

月以来、自社のディストリビュータと共に、オンラインストアで販売された商品の最低再販価格を合意していたと指摘した。Roland Polska は、小売顧客向けの Roland Polska 製品の再販売価格を含む自社のディストリビュータ価格リストを提出していた。これら価格は、「提示インターネット販売価格」または「ディーラー価格」と定義されていた。当該価格リストは、Roland の社員によって電子メールでディストリビュータに送信されていた。また、Roland Polska は、自社のディストリビュータが当該価格を提供しているかどうかを積極的に確認していた。課された価格の適用をディストリビュータに対して強要していたケースもあった。

この場合、オンラインで楽器を購入した顧客は、ディストリビュータと共に決定した再販売価格よりも低い価格で商品を購入する機会を失ったことになるかと判断された。UOKiK 長官は、再販価格の維持による価格の固定とその他の取引条件の固定による、独占禁止法第 6 条 1 項 1 号の禁止行為に該当する違反行為とされた。

上記違反行為の結果、Roland Polska は、21 万 9,947 PLN の制裁金を課された。また、UOKiK 長官は、同社に対して、禁止された行為を中止するよう命令した。当該決定は、競争および消費者保護裁判所に上告され、当該裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持した。

3.4.1.3. Roche-Hand-Prod 事件（ディストリビューションに係る合意または代理店契約）²¹

2004 年 6 月、UOKiK 長官は、Roche Polska Sp. z o.o.（以下、「Roche」という。）および Hand-Prod Sp. z o.o.（以下、「Hand-Prod」という。）との間の競争制限的行為を禁止する決定を下した。この 2 社は、医薬品生産、医薬品の卸売および小売、ならびに生命科学と工学の分野での研究開発に携わっていた。法的措置の対象は、Recormon および NeoRecormon（エリスロポエチンを含む薬品—EPO）の販売に関するこれら 2 社による活動であった。調査の過程で、UOKiK は、2 社が相互の合意に基づいて、健康省（the “Ministry of Health”）により企画された中央入札において、Recormon および NeoRecormon の販売のための入札条件について合意することを意図していたことを発見した。入札は、公共健康サービス団体に供給しているサプライヤを選定することであった。

加えて、UOKiK 長官は、2 社に対して、垂直的結合に係る合意により独占禁止法上の禁止規定に違反していると判断した。これに基づいて Hand-Prod は、入札において提示された医薬品の価格を単独で決定することができなくなった。UOKiK 長官は、ディストリビュータが自由に単独で価格を決定することを禁止することは、直接的または間接的に価格およびその他の取引条件を決定する行為に関する独占禁止法第 6 条 1 項 1 号に定める規定に違反すると指摘した。

UOKiK 長官は、2 社に対して、当該行為の中止を命令し、また、Roche には、23 万 5,850 PLN（5 万ユーロ）および Hand-Prod には、70,755 PLN（1 万 5,000 ユーロ）の制裁金を課した。2 社は、この決定に異議を申し立てた。ワルシャワの競争および消費者保護裁判所は、決定を覆した。当該裁判所は、Roche および Hand-Prod は、2 社により決定された価格で、入札という形態にて Recormon および NeoRecormon の価格を決定し、商品を提供するディストリビュータの権利を規制する垂直的結合に係る合意（禁止行為）という競争制限的な行為には従事していないと判示した。当該裁判所は、2 社間の合意は、実際には、代理店契約として、ディストリビューションに係る合意の場合とは異なるものと判断した。UOKiK 長官は、裁判所の判決が、裁判所が代理店契約の概念を誤って解釈したものとして、上訴した。しかしながら、ワルシャワの上告裁判所は、UOKiK 長官により出された上訴について却下した。

²¹ Decision RWA-18/2004.

http://decyzje.uokik.gov.pl/dec_prez.nsf/0/96C948F6762C2688C12574F60028D662?OpenDocument

4. 優越的地位の濫用

4.1. はじめに

独占禁止法第9条では、単一または複数の事業者による関連市場における優越的地位の濫用を禁止する旨が定められている。同条では、以下の事項を優越的地位の濫用に該当するものとして例示的に列挙されている（独占禁止法第9条1項）。

- 1) 不公正な価格（略奪的な価格設定、支払期限の遅延等を含む。）を直接または間接的に課すこと
- 2) 取引事業者または消費者に被害をもたらすような生産、販売または技術進歩を制限すること
- 3) 第三者との類似の契約において、負担の大きいまたは同質的ではない契約条件を適用することにより、当該第三者を競争的状況から逸脱させること
- 4) 主たる契約内容との実質的または慣習的な関連性のない別の行為を受諾または履行することを条件として、契約の締結を行うこと
- 5) 競争の発生または発展のために必要な状態の形成を妨げること
- 6) 当該事業者に不当な利益をもたらす、負担の大きい契約条件を課すこと
- 7) 領域、製品または企業に関連する基準に従って市場を分割すること

独占禁止法は、事業者の行為が法律に合致している限りで、優越的地位の保持または優越的地位の達成という単なる事実を禁止するわけではない。関連市場における優越的地位の濫用のみが、禁止されている。

4.2. 「優越的地位」に係る概念

独占禁止法は、「優越的地位」を、事業者が関連市場における効率的な競争を阻害することを可能にすることによって、当該事業者が重要な程度で自己の競合者、取引事業者および消費者から独立して行動できるようにする、事業者の市場地位と定義している。事業者が優越的地位を保持しているのは、関連市場における当該事業者の市場占有率が40%を超えている場合であると規定されているが、これは、優越的地位に該当するか否かの唯一の指標ではない。当該事業者が重要な市場支配力を有しているかどうかを審査する際、UOKiKは、経済的および技術的潜在力、関連市場における参入障壁の存否、該当する部門の行政規制の範囲、その他種々の要因を考慮に入れることとなる。

独占禁止法は、単一または複数の事業者による優越的地位の濫用を禁止している。すなわち、濫用は集団的にも行われ得るということである。高い程度の寡占状態で営業している複数の独立した事業者が集団的な優越的地位を有しているのは、当該複数事業者が関連市場においてその他の競合者、取引事業者および消費者から独立して共通営業方針を遂行することができる場合であると規定されている。集団的な優越的地位を有している事業者が構造上または契約上結合されていることを立証することは、濫用の有無を判断する上で必要ではないとされている。

4.3. 「濫用」に係る概念

優越的地位の濫用は、該当する市場を専有するかまたはその他の事業者を搾取するという反競争的慣行の形態を採るものである。専有は、その他の事業者を排除し参入障壁を創出することにより、市場構造に悪影響を及ぼし得るものである。搾取は、競合者、事業パートナーまたは消費者に対し損害を与えることを目的にしているものである。

行為が「濫用的行為」に該当するか否かを判断するに際して、以下に掲げる事項が検討される必要がある。

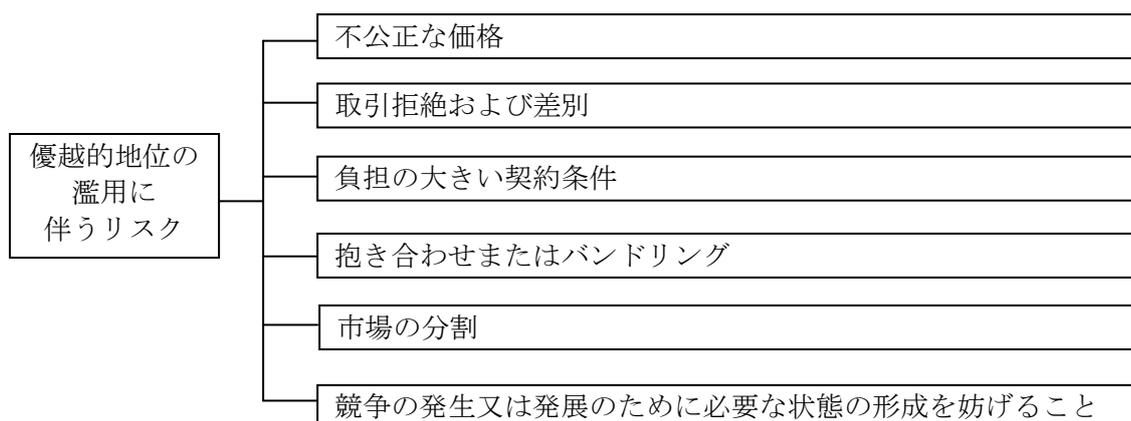
- 当該行為が、通常の競争プロセスから外れているかどうか。
- 当該行為が、実質的競争の基準と相容れないかどうか。
- 当該行為が、優越的企業の特別な責任と相容れないかどうか。
- 当該行為が、客観的な正当理由を有しているかどうか。
- 当該行為が、競争の減退または抑制を目的にしているかどうか。

優越的地位の濫用に係る禁止は、絶対的性格のものである。競争制限的契約の場合とは異なり、当該禁止について、独占禁止法は例外を定めていない。ただし、「より経済的なアプローチ」(“more economic approach”)という概念に基づき、経済的効率性などの客観的状況により正当化される可能性もあるとされている。

優越的地位の濫用に係る違反に対する制裁は、違反した事業者の売上高の10%にまで達し得るとされている。UOKiK 長官は、優越的地位の濫用の禁止に違反した事業者に対して、いわゆる「救済」も課すことができる(前記 1.3.5.参照)。

4.4. 主要なリスク

優越的地位の濫用の問題は、非常に複雑なものであり、各個別事例において複雑な法的分析が必要となる場合がある。とくに、優越的であると認定されている事業者が営業している工業およびインフラ市場である。以下において、ポーランド市場における優越的地位の濫用に伴うリスクを指摘する。



- 不公正な価格（過度のもしくは略奪的な価格設定、支払期限の遅延またはその他の取引条件を含む。）を直接または間接的に課すこと
この行為は、典型的な搾取性のものであり、取引事業者または消費者に被害をもたらす価格操作に係るすべての行為を対象としている。禁止されている行為は、提供される物品または役務の商業的価値にかかわらず、略奪的な価格設定等を行うことである。複数事業パートナーに与えられたリベートの正当化されない差異も禁止される。さらに、取引事業者を優越的で不当な依存者にするロイヤルティ・リベート・システムを採用することも禁止される。関連事例として 4.5.1.参照
- 取引拒絶および差別
この行為は、特に取引事業者との契約が入札によらず相対で行われる場合において、市場専有または差別に至る可能性があるものである。従って、供給者および顧客との関係の方針を確定することが必要である。当該方針は、「独立企業間」²²および「平等な参入」²³原則に基づいて、下請者の選定の条件を規制することがある。当該条件は、透明で合理的である必要があり、違反行為に該当しないものとするために、各拒絶が経済的に正当化されなければならない。関連事例として 4.5.2.および 4.5.3.参照
- 負担の大きい契約条件
優越的企業のビジネス・パートナーと締結された契約は、過度に負担の大きい条件を含むものであってはならない。UOKiK 長官は、過度に高額な契約違約金、契約の不合理的な継続期間および終了方法、不均衡な譲渡権、過度に長い支払期間、その他について調査を開始する可能性が高い。
- 抱き合わせまたはバンドリング
違法な抱き合わせ行為が生じる可能性があるのは、ビジネス・パートナーが主要製品に関係のない追加製品を購入せざるを得ないこととする行為である。バンドリング行為は、該当する複数製品の個別販売の場合におけるよりも魅力的な価格での複数製品のパッケージの販売ではあるが、パッケージに含まれている複数製品を個別に購入することができない販売のことである。

²² 「独立企業間」の原則とは、取引関係にある両当事者（例えば、特定の物についての売主と買主）が、それぞれ独立して行動する旨の原則をいう。当該原則の趣旨は、取引当事者が、相互に相手方当事者から独立して、自らの利益に鑑みて行動し得るという点にある。

²³ 「平等な参入」の原則とは、ある事業を行う上で必須の施設や設備等があり、当該施設や設備等を支配的に運営する事業者が存する場合、当該事業者に対して、当該施設や設備等を、非差別的な条件で他の事業者にも利用させなければならないとの義務を課す原則である。当該原則のもとでは、例えば、ライセンス契約におけるロイヤリティー取決めの場面において、ライセンスの条件が同一または類似の場合には、同一または類似の支払条件でライセンスが付与されなければならないとされる。

- 市場の分割
この行為の本質は、優越的な事業者による市場の分割および独自組織化である。分割は、領域での場合も、取合せ関連での場合も、主観的なもの（取引事業者の種類別）での場合もあり得る。この行為の存在を証明するためには、優越的な会社による市場の分割の存在および当該分割の客観的な正当理由の不存在を、提供された製品の品質またはローカルな取引状況などにより審査することが必要となる。
- 競争の発生または発展のために必要な状態の形成を妨げること
「一般規定」の形態で、競争の発展への障壁を創出しないという義務を優越的な事業者に対して課すものである。この禁止は、関連市場における競争の発生のために必要な状態の形成を妨げることが目的にしているすべての活動を対象にしている。関連事例として、4.5.2. 参照

4.5. 優越的濫用事例

4.5.1. Wrigley Polska 事件（ロイヤルティ・リベート・システム）²⁴

UOKiK 長官は、2004 年 6 月に、Wrigley Poland Sp. z o.o（以下、「Wrigley」という。）による優越的地位の濫用がない旨決定した。Wrigley は、ポーランドにおけるチューインガム市場においてほぼ独占者（UOKiK の決定 の時点で 90%の市場占有率）であった。調査中に収集された証拠は、Wrigley の販売者のために特別な種類のロイヤルティ・リベート（独占禁止法第 9 条 2 項 3 号（第三者との同等の契約において、負担の大きいまたは同質的ではない契約条件を適用することにより、当該第三者を競争的状況から逸脱させること）の規制および第 9 条 2 項 5 号（競争の発生または発展のために必要な状態の形成を妨げること）の規制に違反する可能性があるもの）を採用することによる優越的地位の濫用の可能性を示していた。

Wrigley は、ロイヤルティ・リベート・システムを使用して、自己の所要物の一定割合を Wrigley から購入するかまたは指定する「購入目標」を達成することについての顧客の受託に対して相当程度のリベートを提供していた。こうした規定は、Wrigley の供給排他性を明示的に設定していたものではないが、UOKiK は、Wrigley がその他の供給者を使用しないよう顧客に忠告することができたかどうかに関心を持っていた。UOKiK は、専有効果に係る審査において、「より経済的なアプローチ」を適用した。UOKiK は、ロイヤルティ・リベート・システムは、それ自体は反競争的なものではないが、事例毎に評価する必要があるものであるとした。Wrigley の事例では、UOKiK は、リベートは競合者が市場に参入することを妨げなかったという事実認定を行った。例えば、Wrigley のある競合者は、ロイヤルティ・リベートが導入された 2 年後に、市場に参入していた。

4.5.2. PGNiG 事件（取引拒絶）²⁵

UOKiK 長官は、2012 年 7 月に、ポーランドの石油およびガス会社である Polskie Górnictwo Naftowe i Gazownictwo（以下、「PGNiG」という。）に対して、優越的地位の濫用に関して制裁金を課した。PGNiG は、現行の独占者であり、ポーランドにおける天然ガスの市場で約 97%の占有率を有している。

²⁴ Decision DOK-8/2010.

http://decyzje.uokik.gov.pl/dec_prez.nsf/5343bbca9adb787c12574f7002d6bf6/122fb566733f8121c12577e700418b41?OpenDocument

²⁵ Decision DOK-2/2012. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=11984>

PGNiG は、PGNiG から燃料を購入してガス小売市場に参入する意思があった NowyGaz と包括的な販売契約を締結することを拒絶した。PGNiG は、ガス決済および関連法的規制欠如などに関する制度上の技術的な問題を理由に、包括的な販売契約の締結を拒絶し続けた。

手続きの過程で収集された証拠によって明らかになったことは、NowyGaz と契約を締結することの拒絶は、客観的な正当理由を有するものではなく、実際には、独占禁止法第 9 条 2 項 2 号（取引事業者または消費者に被害をもたらすように生産、販売または技術進歩を制限すること）および第 9 条 2 項 5 号（競争の発生または発展のために必要な状態の形成を妨げること）に該当し、PGNiG の優越的地位の濫用に該当すると判断された。

契約を締結することができなかったことは、NowyGaz がガス小売販売市場に参入して、当該ガス取引において PGNiG と競争することを不可能にした。契約に署名することの拒絶は、天然ガス小売販売市場における競争の発展を制限することを、または少なくとも当該競争の発展を遅延させることを目的にしていたと解された。UOKiK 長官は、PGNiG が、エネルギー市場における競争の促進のために働く第三者アクセス規則（TPA）に違反しているとした。

UOKiK 長官は、PGNiG に対して、6,001 万 6,474.40 PLN（約 1,500 万ユーロ）の制裁金を課した。この決定は、競争・消費者保護裁判所に控訴され、同裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持する旨判示した。

4.5.3. PKP Cargo 事件（差別）²⁶

UOKiK 長官は、2012 年 12 月に、PKP Cargo S.A.（以下、「PKP Cargo」という。）に対して、その優越的地位の濫用を理由に制裁金を課した。PKP Cargo は、ポーランドにおける貨物輸送市場で営業している支配的な会社である。当該輸送市場において営業している Majkoltrans（PKP Cargo の取引事業者の 1 つ）によって不服が申し立てられたことにより、UOKiK による手続きが開始された。Majkoltrans は、自己の取引事業者に対して役務を提供する際に、PKP Cargo の車両役務を使用している。

手続きの過程で収集された証拠によって明らかになったことは、PKP Cargo は、砕石および砂利の採掘場の近郊に所在するドルノシロンスク県にある 3 つの鉄道駅のエリア内で Majkoltrans に対して役務を提供することを拒絶したということであった。その結果、Majkoltrans は、自己の主要なビジネス・パートナーを喪失し、当該パートナーとして他の代替する者が不在の中で、PKP Cargo 資本グループに属する複数会社と契約を締結せざるを得なかった。こうして、優越的な事業者による優越的市場地位の濫用が、Majkoltrans に対してのみならず、運送業者を自己の裁量で選択することを奪われた Majkoltrans の取引事業者に対しても影響を及ぼした。当該 3 つの鉄道駅へのアクセスを Majkoltrans に対して与えることの拒絶が Majkoltrans による顧客の喪失をもたらすことになるという事実を PKP Cargo は認識していたものとされた。駅へのアクセスの拒否は、客観的に正当化されるものではないと判断された。従って、優越する事業者は、Majkoltrans の顧客を奪って Majkoltrans の競争ポジションを弱めることを意図して行動したと判断された。

UOKiK 長官は、PKP Cargo の行為は、独占禁止法の第 9 条 2 項 5 号（競争の発生または発展のために必要な状態の形成を妨げること）への違反に該当すると決定した。

PKP Cargo は、当該優越的地位の濫用に関して、1,600 万 PLN を超える制裁金を課された。PKP Cargo が競争・消費者保護裁判所に対して控訴を提起しなかったため、この決定は終局的なものになっている。

²⁶ Decision RWR-44/2012 <http://www.uokik.gov.pl/download.php?plik=12726>

5. その他の問題およびリスク

5.1. 手続き問題およびリスク

上記のとおり、UOKiK は、手続き中、相当な調査権限を有している。UOKiK は、書類および情報を要請し、裁判所の同意を得て検査を実施し敷地を捜索し、ファイルおよびその他関連データ・ソースへのアクセスを要求し、裁判所の同意を得て関連物を押収し、警察の支援を求めることなどができる。事業者は、遵守しない場合には高額な制裁金を課されるというリスクのもと、手続きおよび検査中、UOKiK の担当者と協力する義務を負っている。さらに、事業者が、情報を提供することを懈怠したかまたは不正確なもしくは誤導的な情報を提供した場合、事業者に対して制裁金が課される場合がある。また、事業者が、要請された情報を提供しなかったか、信頼できないもしくは誤導的な情報を提供したか、または検査もしくは捜索を防止もしくは妨害した場合、個人に対しても、平均給与の最大 50 倍の制裁金が課される場合がある（前記 1.3.参照）。

従って、不必要なリスクおよび金銭的結果を回避するためには、独占禁止法に定められているすべての手続き義務を充足することが必須である。UOKiK 長官の過去の決定に示されているように、UOKiK は、手続き違反に関して高額な制裁金を課す場合がある。

リニエンシー制度は UOKiK が証拠を効率的に収集することを可能にするものであり、競争制限的契約の禁止に違反した事業者にとっては、高額な制裁金を回避するための最善の方法であることに留意する必要がある（前記 2.4.参照）。現在までのところ、リニエンシーの制度が使用された約 20 件の決定がある。関連事例として 6.2.3.参照。

5.2. 参考事例

5.2.1. Rzeszów-Jasionka 事件（認可なしでの合併）²⁷

UOKiK 長官は、2009 年 6 月に、Przedsiębiorstwo Państwowe（県が運営する空港）である「Porty Lotnicze」およびポドカルパツキ県県地方政府に対して、UOKiK の事前許可を得ることなく企業集中を実施したとして、制裁金を課した。本事例では、Port Lotniczy “Rzeszów-Jasionka” Sp. z o.o.（以下、「Rzeszów-Jasionka」という。）の名称でのジョイント・ベンチャー（以下、本項にて「JV」という。）が創出された。Rzeszów-Jasionka の中核事業は、Rzeszów-Jasionka 空港が提供する役務の品質および範囲を拡大し改善するために投資を実行することである。

独占禁止法は、「企業集中の意思」(the “intention of concentration”) は UOKiK 長官への届出の対象であることを規定している。すなわち、事業者は、取引の実施後ではなく「計画」の段階で企業集中の意思を UOKiK に対して届け出る必要がある。この事例では、企業集中は、別個の規定に基づき登記裁判所登記局（以下、「KRS」という。）における登記が必要である有限責任会社の形態で JV を創出することであった。KRS への登記は、JV の形態での企業集中を完了するために必要である最後の行為であったため、当該登記局への登記までに、企業集中の意図を届け出る必要があった。この事例では、JV は、2007 年 12 月 31 日に KRS に登記されたが、当該取引の当事者らが当該企業集中を届け出たのは、当該日の後であった。

そのため、UOKiK 長官は、取引の両当事者は、UOKiK 長官の許可なしに企業集中を実施したことにより独占禁止法第 106 条 1 項 3 号の規定に違反したと判断した。UOKiK 長官は、Porty

²⁷ Decision DKK - 37/09. www.uokik.gov.pl/download.php?plik=10751

Lotnicze および地方政府に対して、各々7万 PLN の制裁金を課した。この決定は、競争・消費者保護裁判所に控訴されたが、同裁判所は、UOKiK 長官の決定を支持する旨判示した。

5.2.2. PTC 事件（協力の欠如）²⁸

UOKiK 長官は、2009年6月に、Polska Telefonia Cyfrowa Sp. z o.o.（以下、「PTC」という。）に対して、UOKiK の担当者が PTC を代表する権限を付与されている単一または複数の者と接触することを妨害したことに關して、および、早朝の当該会社の敷地への立入りを拒絶したことに關して、1億2,300万 PLN（約3,000万ユーロ）の制裁金を課した。2009年12月に実施された検査は、ポーランドの携帯テレビ市場に關する継続的反トラスト調査の一環であった。複数の同時検査は、ポーランドのテレコム会社5社の敷地で実施された。

検査官および警察は、2009年12月2日の午前10時10分に PTC 事務所の建物に入った。担当者は、警備員により会社の事務所へと進むことを許されず、階下のロビーで待たされた。建物に入ってから20分後、担当者は何度も、受付従業員および警備従業員により、入ることを拒否された。建物の人員は、UOKiK および裁判所の権限付与書類を受け入れることを拒絶し、それは、「内部手続き」により正当化されるとした。30分後、PTC の全社警備部の従業員が現れて、権限付与書類を受領した。1時間後、PTC の法務部の2名の従業員が、担当者と話すためにロビーに現れた。しかし、依然として、検査官は敷地に入ることを許されなかった。UOKiK の担当者は、建物に入ってから1時間20分後によく、PTC 事務所に進むことを許され、10分後に、搜索を開始した。しかしながら、その時ですら、検査官は、PTC の経営会議のメンバーの誰とも話すことを許されず、そのため、検査官は、PTC の責任者を自ら探し始めた。検査官は、探している間に、検査中の事務所において携帯電話テレビ²⁹に關する会合が実際に進行中であることに気づいた。会社は、会社を代表する権限を有する者に連絡する必要性を理由に、長い遅延を正当化した。PTC によると、「検査官の来訪は、通常の状態からはるかにかけ離れたものであった。」。

UOKiK 長官は、PTC の説明を不十分なものと考えて、上記の行為は独占禁止法の第106条2項3号の違反行為、すなわち、独占禁止法の規定に従って実施された手続き内で行われた検査中に事業者が協力しなかったという違反行為に該当すると判断した。その結果、1億2,300万 PLN（約3,000万ユーロ）の金額での制裁が TC に対して課された。この決定は、競争・消費者保護裁判所に控訴され、この事件は、今日に至るまで係属中である。

5.2.3. Akzo Nobel-DIY 小売チェーン事件（リーニエンシー、RPM）³⁰

UOKiK 長官は、2011年1月に、Akzo Nobel（旧 Nobiles）とドゥーイットユアセルフ・ショップ（以下、「DIY」という。）4社（Castorama、Leroy Merlin、OBI および Praktiker）との間での契約に關する決定を下した。Akzo Nobel は、塗料およびワニスの生産の市場で営業している最大会社の1社である。

独占禁止上の手続きによって明らかになったことは、当該事業者は、塗料およびワニスの最低再販価格を固定していたということであった。当該事業者らの本社の従業員は、主に電子メールにより相互に連絡していた。UOKiK が収集した電子メールによって、違法な共謀があったこと、および、関係する事業者が法律に違反することに気づいていたことが判明した。UOKiK が入手した情報によると、Akzo Nobel は、当該契約の発案者でありコーディネーターであった。Akzo Nobel は、特定のチェーンストアにおいて適用されているその時点の再販価格についての情報を

²⁸ Decision DOK-9/2010. <http://uokik.gov.pl/download.php?plik=9210>

²⁹ DVB-H(Digital Video Broadcasting - Handheld)基準を満たす AV 機器を利用したメディアサービスであり、携帯電話において放送サービスを提供し得るもの

³⁰ Decision DOK-12/2010 <http://www.uokik.gov.pl/download.php?plik=9477>

受領して伝達した。さらに、Akzo Nobel は、自社の製品をショップに維持することを目的にしたインセンティブ制度を導入し、例えば、Akzo Nobel は、その他のチェーンストアにおける価格の引下げゆえに損失を発生させたショップに対して割引を提供し、最低価格からの相当な逸脱がある場合にはショップを脅した。共謀の残りの参加者は、Akzo Nobel を「当該契約のガード」として扱い、同社が、競合者により定められた価格を引き下げることが期待した。この違法な契約により、当該チェーンストアは、満足できる利益率について交渉して相互間での価格競争を回避することができていた（当該ショップの一部は、消費者が別のチェーンショップで価格が低い製品を発見した場合における価格マッチングの取引方針を適用している）。消費者は、当該契約の参加者により固定された価格よりも低い価格で Nobiles および Akzo Nobel 製品を購入することができなかつたので、消費者も、共謀の結果から被害を受けた。

手続き中に 2 社がリニエンシー・プログラムを申請した。Castorama が、申請を提出した 1 番目の会社であり、同社が提供した情報は、本決定の発出に貢献した。さらに、Castorama は、共謀の発案者ではなく、また、共謀に参加するようその他の会社を誘導していなかった。そのため、UOKiK 長官は、独占禁止法の第 113a 条（旧第 109 条）に基づいて、Castorama に対して制裁の免除を与えることを決定した。

リニエンシー申請を提出した 2 番目の事業者は、Akzo Nobel であった。Akzo Nobel から受け取った情報は、UOKiK が当該カルテルを阻止することを容易にしたので、課される制裁金は、当初確定額の 50%分減額されて、1,033 万 6,188 PLN（約 250 万ユーロ）となった。共謀の残りの参加者については、UOKiK 長官により、Leroy Merlin が 2,850 万 PLN、Praktiker が 1,300 万 PLN、Obi が 200 万 PLN の金額に達する制裁での制裁金が課された。UOKiK の当該決定は、現在、終局的なものになっている。

5.3. 顧客の保護

独占禁止法は、市場競争の保護に直接関わる問題に加えて、消費者の保護に関する規定（すなわち、総体的消費者利益に違反する行為の禁止）を規定している。消費者の総体的利益のみが本法により保護されていることが、強調されなければならない。従って、同法の規定は、消費者の個別利益の侵害には適用されない。そのため、有り得る違反は、「ユニバーサルな」性格のものであって、大規模な消費者グループの利益に関わるものでなければならない。消費者は、専門家と契約を締結する自然人であって、当該契約締結の目的が当該自然人の事業活動に直接関わらないことを目的にするものに適用される。

独占禁止法は、総体的消費者利益を侵害する行為を包括的に規定しておらず、独占禁止法は、以下に掲げるものなどを、消費者の利益に被害をもたらす違法行動として一般的に定義している。

- 1) UOKiK 長官が維持している、「禁止対象条項の登録簿」に登録されている契約標準様式の禁止対象条項の適用³¹
- 2) 消費者に対して信頼できる真実で完全な情報を提供する義務に係る違反
- 3) 不公正な市場慣行またはその他の不公正競争行動

総体的消費者利益を侵害する慣行の禁止への違反には、該当する会社の売上高の 10%までの金銭的制裁（行政手続きにおいて課されるもの）が課される可能性がある（前記 1.3.参照）。特定の

³¹ ポーランド民法においては、消費者と個別に協議されないうで規定された契約条項は、当該条項が消費者の利益を害するものであるような場合には、当該消費者を拘束しない旨定められている。この点、競争および消費者保護裁判所によって、上記規定に基づいて、違法と判断されたものは、禁止対象条項として UOKiK のウェブサイトで公表されている(Rejestr Klauzul Niedozwolonych - http://www.uokik.gov.pl/rejestr_klauzul_niedozwolonych2.php)。

事例においては、UOKiK 長官は、特定の事業者の違法行為についての公開警告を開示することができ、当該警告は、該当する会社の名声上の損失を伴う場合がある。